

大学共同利用機関法人自然科学研究機構バイオリソース提供実施規程

平成22年3月30日

自機規程第83号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）が実施する医療研究開発推進事業費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト）事業によるバイオリソースの提供に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、バイオリソースとは、学術研究等に供するための材料として用いられる生物の系統、集団、個体、組織、細胞、DNA、さらにはそれらから生み出される情報であって、次の各号に掲げる生物種に関するものをいう。

- 一 アサガオ
- 二 ゼブラフィッシュ
- 三 メダカ
- 四 ニホンザル

(バイオリソースの提供)

第3条 バイオリソースの提供は、学術研究等に供する目的で、国内外の大学その他の研究機関等に所属する研究者等（以下「利用者」という。）から申請があった場合に行うものとする。

- 2 前項の申請に対する承認については、所定の手続きを経て申請を受け付けた、機構が設置する大学共同利用機関の長が行うものとする。

(手続き)

第4条 バイオリソースを提供する際に必要となる手続きについては、各バイオリソースの特性に応じて個別に定めるものとする。

(利用者の義務)

第5条 バイオリソースの提供を受けた利用者は、バイオリソース毎に別に定める事項を遵守しなければならない。

(料金の徴収)

第6条 バイオリソースの提供は有償とする。

- 2 提供に係る料金の額については、別に定める。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、バイオリソース提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。